



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 情報・宣伝部
2024年9月19日 No.791

退職する前に！！

石綿に関する「健康管理手帳」の交付申請を忘れずに！

東日本ユニオンは、この間「特殊健康診断（石綿）」に関する申し入れを行い、全社員に対して石綿健康被害に関する一律的な教育と過去にさかのぼり特殊健康診断の対象作業、使用部材の周知、特殊健康診断（石綿）の受診希望者に対して受診させること等を求めて団体交渉を行ってきました。

また、退職者に関して退職後の制度説明と継続的な支援を行うことを求め「労基署に申請すれば真摯に受け止め『健康管理手帳』の証明を行う」ことを確認しています。

退職後に健康管理手帳(石綿)を持っていれば・・・

- ・ 指定期間で指定事項についての健康診断を
年2回（6か月に1回）無料で受診できます。



《交付要件》

- (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。（直接業務又は周辺業務が該当）
- (2) 下記の作業に1年以上従事していた方。（ただし、初めて石綿の粉じんにはばく露した日から10年以上経過していること。）（直接業務のみが該当）
 - 石綿の製造作業
 - 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
 - 石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業
- (3) (2)の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。（直接業務のみが該当）

健康管理手帳(石綿)の申請方法は、東日本ユニオン役員まで

引き続き社員周知を図るよう経営側には求めています。